

# 答 申 書

(3役給料、議員報酬、議選監査委員・農業委員・固定資産評価審査委員の報酬について)

## 1 はじめに

本審議会は、那須烏山市特別職報酬等審議会設置及び運営条例に基づき、令和5年2月8日付け那烏総第380号により市長から諮問を受けた事項のうち、今般、市長、副市長及び教育長の給料、議員報酬並びに先行して調査審議した〔選挙管理委員会委員、教育委員会委員及び識見を有する監査委員〕以外の行政委員会委員〔議会から選出される監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員〕の報酬の額について調査審議を行った。

審議に当たっては、本市の財政状況を勘案しながらも、近年の物価高騰や最低賃金の上昇状況、一般職職員の初任給基準の改定状況、県内他市町における報酬等の状況、平成17年10月の合併後これまで引上げの改定は行われてこなかったこと、次世代の担い手として多様な人材が議員になれるようにしていくこと等を踏まえ、市としての権限と責任に見合った妥当な額となるよう、様々な状況を丁寧に分析しながら、客観的な検討を行ったものである。

## 2 審議結果

### (1) 市長、副市長及び教育長の給料

次のとおり改定することが妥当である。

	現行額	答申額	増 減
市 長	月額 750,000円	月額 780,000円	+ 30,000円
副市長	月額 610,000円	月額 630,000円	+ 20,000円
教育長	月額 560,000円	月額 580,000円	+ 20,000円

### 【現状・改定理由】

	現行額 (月額)	県内市町平均額	県内町平均額	全国5万人未満 市平均額	本市を除く 県内市最低額
市 長	750,000	885,200	766,818	806,337	890,000
副市長	610,000	710,800	619,545	667,035	705,000
教育長	560,000	628,560	571,818	595,081	640,000

上記表のとおり、市長、副市長及び教育長の給料については、県内市町の状況からすると、著しく低い額ではないが、県内町平均額を下回っている状況である。

本審議会としては、近年の物価高騰や最低賃金の上昇状況、一般職職員の初任給基準の改定状況、合併後これまで引上げの改定は行われてこなかったこと、そして、市であることの意義・立場も踏まえ、最低でも県内町平均額以上（次表の試算①）に引き上げることが妥当であると考えている。

	現行額	水準	町平均	試案①	水準	試案②	水準
市長	750,000円	100.00	100.00	770,000円	100.00	780,000円	100.00
副市長	610,000円	81.33	80.79	630,000円	81.82	630,000円	80.77
教育長	560,000円	74.67	74.57	580,000円	75.32	580,000円	74.36

さらに、市長給料については、市長給料を100とした場合の副市長給料・教育長給料の水準比率について県内町平均や、人口が近似する町の町長給料の額との均衡を考慮し、上記表の試案②のとおり改定することが妥当であると考えます。

### 【改定効果・妥当性】

	答申額 (月額)	県内市町平均額	県内町平均額	全国5万人未満 市平均額	本市を除く 県内市最低額
市長	780,000	886,400	766,818	806,337	890,000
副市長	630,000	711,600	619,545	667,035	705,000
教育長	580,000	629,360	571,818	595,081	640,000

※県内市町平均額は、答申額を反映させて再計算したものです。

### 【改定時期】

次期市長の改選後の令和7年12月1日から適用することが妥当であると考えます。

## (2) 議員報酬

次のとおり改定することが妥当である。

	現行額	答申額	増減
議長	月額 370,000円	月額 400,000円	+ 30,000円
副議長	月額 300,000円	月額 330,000円	+ 30,000円
議員	月額 270,000円	月額 310,000円	+ 40,000円

### 【現状・改定理由】

	現行額 (月額)	県内市町平均額	県内町平均額	全国5万人未満 市平均額	本市を除く 県内市最低額
議長	370,000	448,280	350,909	417,904	440,000
副議長	300,000	376,280	283,182	361,839	355,000
議員	270,000	345,080	254,364	336,615	325,000

上記表のとおり、議員報酬については、県内市町の状況からすると、県内町平均額は上回っている状況ではある。

しかしながら、本審議会としては、全国的に町村議会の議員報酬は、低い水準にあることから、県内町の水準との比較は適切ではないと考える。

なお、本市議会の議員定数については、次回の市議会議員選挙から、現在の16人から2人減らし、14人にすることが決定している。

以上を踏まえるとともに、近年の物価高騰や最低賃金の上昇状況、一般職職員の初任給基準の改定状況、合併後これまで引上げの改定は行われてこなかったこと、そして、次世代の担い手として多様な人材が議員になれるようにしていくことを踏まえ、本審議会としては、全国5万人未満市の平均額を比較基準としつつ、議員定数2人減で生じる財源の範囲内で改定することが妥当であると考えます。

改定案の検討に当たっては、まず、現行額における議長報酬を100とした場合の副議長報酬及び議員報酬の水準比率の関係を次表のとおり整理したところである。

	本市現行額	本市現行水準	県内市平均	全国市平均	全国5万人未満市平均
議長	370,000円	100.00	100.00	100.00	100.00
副議長	300,000円	81.08	85.64	88.38	86.58
議員	270,000円	72.97	79.34	82.38	80.55

上記表の状況から、本市においては、議長報酬に対し、副議長報酬及び議員報酬の水準が低いことが分かる。

以上を踏まえ、まずは議員報酬を可能な限り引き上げるとともに、さらに議長の職責を考慮し、次表のとおり改定することが妥当であると考えます。

	現行額	現行水準	改定案	改定案水準	全国5万人未満市平均
議長	370,000円	100.00	400,000円(+30,000円)	100.00	100.00
副議長	300,000円	81.08	330,000円(+30,000円)	82.50	86.58
議員	270,000円	72.97	310,000円(+40,000円)	77.50	80.55

#### 【改定効果・妥当性】

	答申額 (月額)	県内市町平均額	県内町平均額	全国5万人未満市平均額	本市を除く 県内市最低額
議長	400,000	449,480	350,909	417,904	440,000
副議長	330,000	377,480	283,182	361,839	355,000
議員	310,000	346,680	254,364	336,615	325,000

※県内市町平均額は、答申額を反映させて再計算したものの。

#### 【改定時期】

次期市議会議員の改選後の令和8年5月1日から適用することが妥当であると考えます。

### (3) 議会から選出される監査委員の報酬

次のとおり改定することが妥当である。

	現行額	答申額	増 減
識見委員（参考）	年額 370,000円	据置き（※R6.1.25答申済）	
議選委員	年額 200,000円	年額 240,000円	+ 40,000円

※識見委員：識見を有する監査委員

※議選委員：議会から選出される監査委員

#### 【現状・改定理由】

	現行額 (年額)	県内市町平均額	県内町平均額	人口近似 7市町平均額	本市を除く 県内市最低額
識見委員	370,000	643,312	321,818	395,857	516,000
議選委員	200,000	370,352	217,091	250,857	372,000

※人口近似7市町(上三川町、矢板市、高根沢町、野木町、那須町、本市、益子町)

上記表のとおり、議会から選出される監査委員の報酬については、県内市町の状況からすると、県内町平均額を下回るなど著しく低い状況である。

本審議会としては、今般の議員報酬の改定答申や、合併後これまで引上げの改定は行われてこなかったこと等も踏まえ、最低でも県内町平均額以上に引き上げることが妥当であると考えている。

その上で、識見委員の県内町平均額との水準や人口近似7市町平均との水準との均衡を考慮し、年額240,000円（+40,000円）に改定することが妥当であると考えている。

#### 【改定効果・妥当性】

	答申額 (月額)	県内市町平均額	県内町平均額	人口近似 7市町平均額	本市を除く 県内市最低額
識見委員	370,000	643,312	321,818	395,857	516,000
議選委員	240,000	371,952	217,091	256,571	372,000

※県内市町平均額及び人口近似7市町平均額は、答申額を反映させて再計算したもの。

#### 【改定時期】

議員報酬の改定と合わせ、令和8年5月1日から適用することが適当であると考えている。

#### (4) 農業委員会委員の報酬

現状は、次表のとおりとなっている。

	現行額 (年額)	県内市町平均額	県内町平均額	人口近似 7市町平均額	本市を除く 県内市最低額
会 長	400,000	574,800	457,455	462,000	408,000
職務代理人	380,000	464,080	388,545	406,571	372,000
委 員	350,000	416,560	351,273	362,571	336,000

#### 【改定の方向性についての意見】

農業委員会委員の報酬については、県内市町の現状からすると、著しく低い額ではないが県内町平均額より低い状況である。

また、会長の報酬水準が、職務代理人や委員の報酬水準より低めに設定されており、本市を除く県内市最低額との比較でも、職務代理人や委員は上回っているが、会長は下回っている状況である。

今般、先行して調査審議した〔選挙管理委員会委員、教育委員会委員及び識見を有する監査委員〕の検討においては、県内町平均額を比較基準としてきた経緯があることを踏まえながら、会長の職責を考慮した報酬額の設定が必要ではないかと考える。

#### (5) 固定資産評価審査委員会委員の報酬

現状は、次表のとおりとなっている。

	現行額 (日額)	県内市町平均額	県内町平均額	人口近似 7市町平均額	本市を除く 県内市最低額
委 員	5,500	7,008	5,864	6,286	6,000

#### 【改定の方向性についての意見】

固定資産評価審査委員会委員の報酬については、県内市町の現状からすると、著しく低い額ではないが県内町平均額より低い状況である。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が適正なものかどうか審査することが主な役割となっているが、審査の申出がない年は、年1回程度の会議を開催している状況である。

活動状況を踏まえながら、同じ日額報酬が適用されている審議会等の附属機関の委員の報酬額の見直しと併せて検討してはどうかと考える。

### 3 今後の審議会の在り方について

#### (1) 開催頻度について

令和5年2月8日に設置された今期【第2期】の審議会は、平成30年度に設置・開催された【第1期】の審議会以来、約4年半振りに設置されたものである。

今般、平成17年10月の合併後これまで引上げの改定が行われてこなかった市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額を引き上げる改定答申を行うが、今後も社会情勢の変化や他市町の報酬等の状況に応じて、適切かつ妥当な額の設定となるよう、本審議会は定期的に開催すべきであり、少なくとも、市長や議員の任期4年中に1回は必ず開催する必要があると考える。

ただし、近年の物価高騰や最低賃金の上昇に併せて、公務員の一般職職員の初任給基準が大幅に引き上げられることになっており、これに併せて他市町においても特別職の報酬等の引上げがされることも予想される。その動向には注視していく必要がある。

#### (2) 調査審議の対象について

本市の審議会では、これまで平成30年度に設置された【第1期】及び今期設置された【第2期】の審議会のいずれも、市長、副市長及び教育長の給料、議員報酬並びに行政委員会委員の報酬を調査審議の対象にしてきた経緯がある。

しかしながら、他市町では、市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬に限定して調査審議の対象にしているところも多い。

一方、那須烏山市特別職報酬等審議会設置及び運営条例第3条第2項の規定は、「市長は、非常勤特別職の職員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとする場合において特に必要と認めるときは、あらかじめその額について審議会に諮問することができる」となっており、非常勤特別職の職員の報酬の額に係る諮問は、任意事項とされている。

今後の調査審議の対象については、市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額を主要事項とし、行政委員会委員の報酬の額は、市長の裁量で決定できるよう、次のとおり取り扱ってはどうかと考える。

- |   |
|---|
| <p>① 市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額は、これまでどおり審議会での調査審議を必須とする。</p> <p>② 行政委員会委員の報酬の額については、①の調査審議の際に県内の状況等を踏まえた現状の報告を受け、改定の可否、方向性等について意見を申し述べる。</p> |
|---|

### (3) 市長、副市長及び教育長の給料並びに議員報酬の額の在り方について

地方公務員の一般職職員の給与については、地方公務員法で、均衡の原則（職員の給与は、生計費や国及び他の地方公共団体の職員・民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない）や情勢適応の原則（地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならない）があり、これらに基づき、国の人事院が国家公務員の一般職職員の給与について民間事業の従事者の給与との較差を埋めるために勧告する人事院勧告に準じた改定を行っている。

市長、副市長及び教育長、市議会議員などの特別職職員の給与については、上記の原則は適用されないところであるが、今後にあっては、上記の原則に準じて以下の考え方に基づき設定していくべきと考える。

- ① 市の権限を踏まえた職務と責任に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- ② 一般職職員の給与の改定状況及び他市町の特別職の報酬等の額との均衡を考慮したものであること。（均衡の原則）
- ③ 社会経済情勢や市の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

## 4 審議会の開催経過

### 第4回審議会 令和6年12月9日

- (1) 職務代理者の指名
- (2) これまでの経過、今年度の進め方（基本データ、検討ポイントの提示）
- (3) 審議
- (4) その他

#### 【資料】

- ① 那須烏山市特別職報酬等審議会について
- ② 【令和6年度】那須烏山市特別職報酬等審議会の進め方について
- ③ 県内の市(町)長の給料額に対する2役給料・議員報酬・行政委員報酬の水準について  
(R6.9現在調べ【人口順】)
- ④ 人口、面積、財政状況等 基本データ
- ⑤ 財政状況 用語
- ⑥ 合併後からの栃木県最低賃金・本市大卒初任給基準の推移

### 第5回審議会 令和6年12月25日

- (1) 3役給料・議員報酬・その他行政委員報酬の検討について
- (2) その他

#### 【資料】

- ① 3役給料・議員報酬・その他行政委員報酬〔議選監査委員・農業委員・固定資産評価審査委員〕の検討について
- ② 3役・議員の給与について
- ③ 令和5年 那須烏山市議会議長の主な公務
- ④ 県内の市(町)長の給料額に対する2役給料・議員報酬・行政委員報酬の水準について  
(R6.9現在調べ【人口順】 ※改定案を適用した場合〔試算資料〕)
- ⑤ 荒井委員意見書
- ⑥ 人口3万人以下の市の市長・副市長平均給料額、議員の定数・報酬月額一覧

### 第6回審議会 令和7年1月24日

- (1) 答申書案について
- (2) その他

#### 【資料】

- ① 答申書案
- ② 県内市町 3役給料・議員報酬・行政委員報酬額一覧 (R6.9現在調べ (※改定案を適用した場合〔再試算資料〕)
- ③ 人口3万人以下の市の市長・副市長平均給料額、議員の定数・報酬月額一覧

令和7年1月30日

那須烏山市長 川 俣 純 子 様

那須烏山市特別職報酬等審議会

会 長 樋 山 洋 平

職務代理者 荒 井 一 浩

委 員 中 村 恵 之

島 崎 健 一

黒 須 正 夫

柳 田 京 子

和 久 千香子

長 山 真奈実

野 上 なつみ

佐 藤 加代子